

労働力調査規則の一部を改正する省令案について

1 改正の背景

労働力調査（基幹統計調査）は、国民の就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、昭和21年9月に開始して以降、毎月実施している調査である。

少子高齢化の急速な進行、就業構造の変化や勤務形態の多様化等、我が国の社会経済状況が大きく変化する中で、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）において、企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備として、実労働時間のより適切な把握、非正規雇用者の実態把握等について検討の必要性が指摘されていること等を受け、今後の各種雇用政策等の企画・立案に、より資する調査となるように、その調査内容について必要な見直しを行うものである。

2 改正の概要

(1) 基幹統計調査である労働力調査の結果によって作成される基幹統計の名称を「労働力調査」から「労働力統計」に改める。

(2) 調査事項等を変更するため、関係規定について所要の改正を行う。

3 今後のスケジュール（予定）

公布日 平成24年4月上旬

施行日 平成25年1月1日